



新生信託銀行

年次報告書 2007

平成18年4月1日～平成19年3月31日

新生信託銀行の概要

名 称	新生信託銀行株式会社
設 立	1996（平成8）年11月27日
所在地	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号（本店のみ）
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株 主	株式会社新生銀行（100%）
純資産	84億円
信託財産額	4.2兆円



目 次

財務実績	1
ステークホルダーの皆さまへ	2
新生銀行グループについて	6
信託管理システムとレポート	7
ビジネス戦略	8
リスク管理とコンプライアンス	10
業績の概要	12
財務諸表	14
営業の状況	19
資産の状況	21
自己資本比率の状況	22
バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく開示	23
組織の状況	28

財務実績

2006年度の実績

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
経常収益	1,755	3,006	3,997	4,877	3,813
経常費用	1,244	1,407	1,533	1,799	2,208
税引前当期純利益	580	1,625	2,463	3,078	1,604
売上高経常利益率	29.1%	53.2%	61.6%	63.1%	42.0%
自己資本当期純利益率	6.1%	14.0%	23.6%	25.2%	11.4%
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
株主資本	5,715	6,039	6,865	7,461	—
純資産	—	—	—	—	8,404
配当金額	—	500	1,900	—	1,500
信託財産額	4,511,406	4,805,518	5,357,151	4,120,485	4,236,075
役職員数	42人	51人	51人	70人	104人

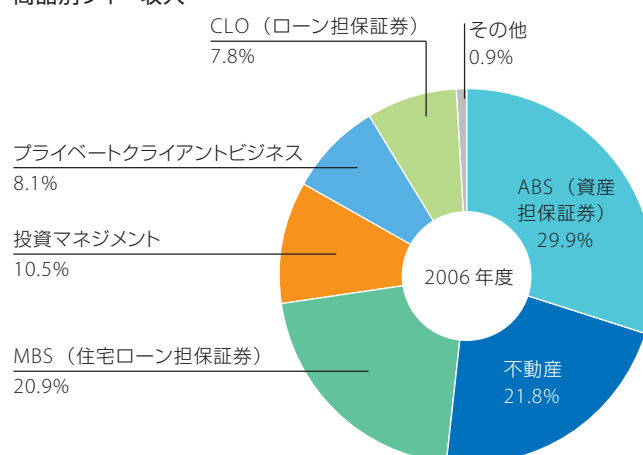
(単位：百万円)

実績分析

2006年度は、不動産信託の新規受託業務停止および一部の大型信託契約終了に伴い信託報酬が減少したのに対して、管理体制の整備強化に伴う営業経費が増加したことにより、経常収益は前期比21.8%減の3,813百万円、経常利益も47.8%減の1,604百万円となりました。

これにより売上高経常利益率は63.1%から42.0%、自己資本当期純利益率は25.2%から11.4%となりました。

商品別フィー収入



不動産、ABSが大幅に減少したのに対し、MBS、投資マネジメント、プライベートクライアントビジネスが堅調に推移したことから、全体としてはMBS、投資マネジメント、プライベートクライアントビジネスの比率が増加しています。

ステークホルダーの皆さまへー社長インタビュー



“ 新生信託銀行は、ストラクチャード・ファイナンスを中心とした先進的な証券化案件において、常に最高の顧客満足を獲得し、業界のリーダーでありたいと思っています。 ”

代表取締役社長 豊福 忠雄

Q1 2006年度は、新生信託にとってどのような1年でしたか？

当社は2006年4月26日に、金融庁より銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分を受け、不動産管理処分信託の新規受託業務を1年間停止しました。この間、不動産信託に関する新規の営業活動を一切行わなかったという理由から、当期の経常収益は前期比21.8%減の38億円まで減少しました。

しかし、信託財産の残高がわずかながら増加して4.2兆円となったことから分かりますとおり、当社のビジネスは完全なストック型であるため、このような困難な年においても、財務体質の健全性を維持することができました。当期純利益も、前期比48.3%減とはなったものの、9億円の利益を計上することができました。

この1年間の皆さまの暖かいご支援と、社員の多大な努力により、2007年5月11日から、不動産信託に関する営業を再開しました。不名誉な行政処分がきっかけではありましたが、当社はこの厳しい1年間で、新生信託の新しい時代の基盤を構築したと考えており、今後の展開に対する強い期待を抱いています。

Q2 この1年間で獲得した「事業基盤の確立」とはどのようなものですか？

ひとことで言うと、「良い信託銀行」を再定義し、それを追求する体制を整えることができたと考えています。権限や手続きに関する規程、業務プロセスを徹底的に見直し、これまで不足していた部分について、しっかりと人的資源を投入することで、顧客の高い信頼を得られる組織を再構築しました。

これを損益から説明すると、やはり2006年3月期の経常利益率63%というのは高すぎたと言えるでしょう。2006年3月末の社員数は約60名でしたが、人的リソースが不足し、いろいろな面で無理があったと考えています。当期は経常利益率が42%まで落ちましたが、これはあくまで成長への人的先行投資です。それぞれの部署に必要な人員を十分に確保し、事業拡大の局面においても顧客満足をさらに高めることができる体制を整備しました。2007年3月末の社員数は90名程度まで増えています。

信託銀行の信用の根本である、顧客資産に対する善管注意義務をより徹底し、プロフェッショナルとして顧客の事業を成功に導くために、サービスの充実をとまなう人的投資は今後も継続していきます。

Q3 新生信託の強みは何ですか?同業他社と比較して、どのような差別化要素がありますか?

新生信託は、年金信託や投資信託を中心としている日本の大手信託銀行とは一線を画し、いわゆる証券化・流動化とも呼ばれるストラクチャード・ファイナンスに特化して、事業を展開しています。年金信託など従来型の信託サービスとの違いは、一つひとつの案件がそれぞれ違ったスキームで行われるため、サービスのカスタマイズ能力が要求されることです。そして、当社の強みは、そうした顧客ニーズに応えるサービスに特化していることです。

ストラクチャード・ファイナンス自体が、日本では近年急速に普及しているファイナンス手法であるため、当社のサービスには常に先進性が要求されます。当社の100%株主である新生銀行、また、この市場のメインプレーヤーである外資系金融機関は、常に新しい取り組みを市場に提示してくるため、契約書の作成作業、業務のシステム化など、すべて個別案件ごとに当社の新しいサービスを作り上げ、かつそれをスピーディーに行うことで、顧客からの信頼を獲得しています。

経常収益

38 億円

実績

経常利益

16 億円

実績

純資産

84 億円

実績

また、当社の顧客である投資家がすべて外国人というケースも多いため、当社サービスの完全英語対応も重要です。その意味では、新生信託は非常にユニークな存在です。国内資産を海外の投資家に対して証券化するという取り組みにおいては、新生銀行の、グローバルな知識・ノウハウを併せ持つ国内を基盤とする銀行である、という特徴が優位性を発揮します。新生銀行グループでは、“More global than local competition, more local than global competition.”という言葉でグループの強みを表現していますが、ストラクチャード・ファイナンス市場は、和洋双方の文化を持った当社が最もフィットする市場だと考えています。

なお、新生銀行のグループ会社である新生インフォメーション・テクノロジー株式会社は、銀行システムのエンジニアリングにおいて業界で評価の高い企業のひとつですが、現在、同社との連携を深めるプロジェクトが進行中です。同社のスキルを積極的に取り入れることで、より顧客満足が高く、より効率的なオペレーションが可能になります。

Q4 今後の事業拡大についてどのようなイメージを持っていますか？

事業規模的には、経常収益 50 億円まで早急に回復したいと考えています。社員数は 100 名程度が理想的で、規模的にはコンパクトですが、フレキシブルなサービスを特長とし、収益性の高い企業を目指しています。それには、社員の全体的なスキルアップも必要です。

ストラクチャード・ファイナンスは、その対象資産がより広範囲に広がってきており、信託銀行にもますます高度なサービスが要求されています。当社では、顧客からのより高い信頼を獲得するため、より高度な信託レポートサービスを提供していきたいと考えています。そのために、従来の不動産鑑定はもちろん、今後は土壌汚染や建築基準法に対する合致の判断など、資産評価における専門性の高い分野についても、自ら目利きができる社員を確保し、育成していく方針です。現在は、金銭債権や不動産が証券化の主流であり、かつ市場が拡大していますが、そのトレンドに安住することなく、常に将来を見据えた研究開発を行っています。

単体自己資本比率（国内基準）

55.0%

実績

信託財産額

4.2兆円

実績



顧客の内訳としては、現在は新生銀行グループ向けが全体の6割、その他の顧客が4割という比率ですが、積極的なマーケティングを推進して、その比率を50:50にしていく計画です。

Q5 拡大する市場の中で、競争はますます激しくなっていくと思われま。新生信託の今後のポジションはどのように変化していきますか？

営業停止が解除されるまでの1年間、当社は厳しい内部改革を実施し、それに対し社員は本当によく応えてくれました。実はこのことが当社の最大の財産です。

日本における信託財産の規模が500兆円を超えたと言われる現在、受託者の責任は過去にないほど強調され、行政サイドからも顧客サイドからも、信託サービスの適切性に対する要求が日々厳格になっています。具体的には、2007年後半から金融商品取引法が実施され、さらに信託法も改正される予定であり、信託銀行各社は、それに対する業務の見直しを行わなければなりません。

その意味では、すでに業務の見直しを実施した当社は、より優れた信託銀行へ変化すべく、他社よりも早いスタートを切ったと言えるでしょう。競争環境が激しくなる中で、サービスの差別化と業務の適正さを維持できない信託銀行は、今後は淘汰されていく可能性があります。そうした環境下では、当社のようにコンパクトで特長ある信託銀行にとって、むしろチャンスが大きいと考えています。

2007年7月

代表取締役社長 豊福 忠雄

新生銀行グループについて

新生銀行グループ（新生銀行および新生銀行の関係会社）は、新生銀行、国内外の連結子会社 95 社および持分法適用会社 27 社で構成されています（平成 19 年 3 月期末現在）。新生銀行グループは、新生銀行を筆頭として、新生信託銀行株式会社が担う信託業務、新生証券株式会社に代表される証券業務、連結子会社である株式会社アプラス、昭和リース株式会社を含む総合的な金融サービスにかかる事業を行っています。

新生信託銀行は常にグループとしての総合力を高め、お客さまの幅広いニーズにお応えする付加価値の高い商品・サービスのご提供に努めることにより、お客さまとのより深いリレーションシップを築いていきます。

新生信託銀行の業務と顧客

新生信託銀行は、新生銀行の 100% 子会社です。新生信託銀行は、ストラクチャード・ファイナンスや証券化の取引全般をサポートする業務を行っています。また、当社は最新技術と設立以来蓄積してきた専門的ノウハウを駆使して、ストラクチャリング・サービス、アドバイザリー・サービス等のディールサービスを提供しています。

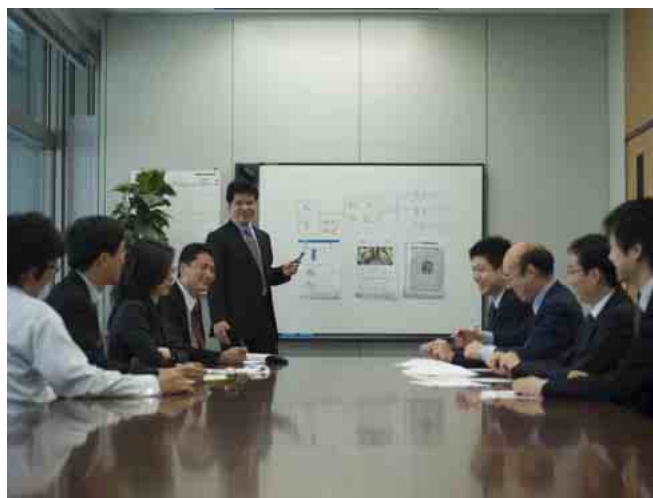
当社が受託する証券化案件の顧客は、6 割が新生銀行グループで 4 割がグループ以外の顧客という構成です。新生銀行は、当社にとって重要なビジネスパートナーですが、新生銀行との取引に際しては、ファイアー・ウォールをはじめとする法令等遵守を徹底して、他の顧客との取引以上に慎重に情報を取り扱っています。また、当社は、積極的なマーケティングを推進して、新生銀行以外の顧客との取引比率を高めていく計画です。



信託管理システムとレポーティング

当社の注力する資産証券化における信託サービスでは、案件ごとにさまざまなスキームと、顧客ニーズがあります。そのため当社の受託管理システムは、オーダーメイドを前提とした個別契約における高い顧客満足度を追求しています。特に契約期間が30年以上におよぶ住宅ローン債権の証券化などにおいては、毎月の資金配分やレポーティングを継続的かつ確実に実施する仕組みを整えるだけでなく、オリジネーターの経営破綻などにも備えた契約管理体制が必要です。当社のシステムは、共通部分の効率化と個別性への対応力という両面から、顧客に対する最も優れたサービスの提供を目指しています。

現在の受託サービス業界においては、契約の適切性や遵法性の管理に対しても、信託銀行が果たす役割がますます高まってきています。例えば、資産価値の評価などに対する信託銀行の関与の必要性が問われています。当社では、受託管理サービスの一層の向上を図るため、現在、新生銀行

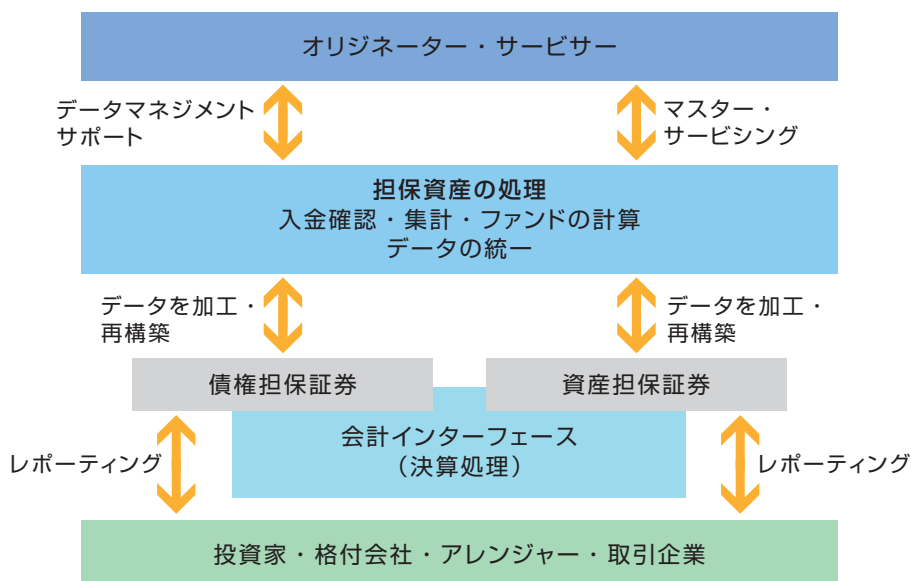


グループのシステム部門である新生インフォメーション・テクノロジー(株)と共同で、システムと業務プロセスのグレードアップに取り組んでいます。こうした活動を通じて、他社よりも優れたサービスを顧客に提供し、業界全体の発展をリードする存在を目指しています。

当社のデータ・フロー

当社では複数のオリジネーターやサービサーの統合的なデータマネジメントを実施しています。こうした当社独自のノウハウは、マスター・サービシングなど、より高度なスキーム

への対応力を高めるだけでなく、通常よりも詳細な債権やキャッシュ・フローに関するデータの管理や投資家に対する有益なレポーティングの提供を可能としています。



ビジネス戦略

当社の業務

新生信託銀行は、現在、ストラクチャード・ファイナンス市場、不動産流動化市場において、信託の受託者・キャッシュマネージャーとしてのサービス・ソリューションを提供しています。

1996年に設立されて以来、新生信託銀行は、証券化、流動化における信託機能の提供に特化したサービス・ソリューションを行ってきました。

日本における証券化の初期段階である1990年代後半から、以下のように先進的な証券化ディールに取り組んできました。

1990年代後半における新生信託銀行の受託実績

- ・銀行ローン、売掛債権、手形債権、診療報酬債権の証券化
- ・大手外資系証券会社のアレンジによる1,000億円超の大型リース案件の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
- ・入居保証金返還請求権の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
- ・デットアサンプションによる社債のオフバランス取引
- ・株式の信託と信託勘定における売却オプションの購入による株式担保資金調達スキーム
- ・株式の信託と貸株による運用

2000年代に入ると、証券化取引の多様化とそれに伴う信託取引に対するニーズの拡大に応じて、従来取り扱ってきた取引に加えて、新たな証券化ディールに取り組むとともに、2003年3月より主にノンリコースローンの担保不動産を対象とした不動産信託業務を開始しました。

2000年代における新生信託銀行の受託実績

- ・1兆円超の超大型銀行ローンCLOプログラム
- ・住宅ローン事業から撤退する金融機関からの業務買取型住宅ローンの証券化
- ・1,000億円超の本邦初のマルチ・アセット型住宅ローン証券化案件
- ・ショッピング債権とカードローン債権を一体化した1,000億円超のカード債権証券化マスタートラストプログラム
- ・セラー受益権を使ったリボルビング契約に基づく貸金業債権の証券化プログラムおよびマスタートラストプログラム
- ・大量手形のリボルビングによる資金調達プログラム
- ・400億円超の大型オフィスビルやメガバンク本店ビルを背景としたCMBS案件

- ・信託を使った海外プロジェクト、国内事業または資産買収プロジェクトへの匿名組合出資プログラム
- ・信託を使った海外不動産LLP・LPへの投資プログラム
- ・邦銀初のNPL証券化プログラムにおけるキャッシュマネージャー
- ・M&Aにおける買収先企業の主要資産（不動産、債権等）の信託プログラム
- ・信託勘定によるCDS契約締結により受益権によるCDS投資を実現したクレジットリンク信託
- ・多数のノンリコースローン、特定目的社債、匿名組合出資を背景とした3,000億円超の複数の不動産ポートフォリオを裏づけとする一連のコンデユイト型CMBS案件

流動化信託市場における当社の特色

- ① 少数精鋭のコンパクトな組織による高品質のサービス
- ② 適切なリスク判定に基づく受託
- ③ 外資系アレンジャー、英語ネイティブ投資家の案件をはじめとする英語対応力
- ④ 複雑な案件受託に耐えるシステム対応力

市場の多様化

現在、当社の信託ビジネスモデルにおける4本の大きな柱は、ABS（各種金銭債権の受託）、RMBS（住宅ローンの受託）、CMBS（不動産担保ローン・債権の受託）、Real Estate（不動産の受託）となっています。当社のサービスによりシンプルな案件から複雑な案件まで、ストラクチャリングとキャッシュ・フローをサポートすることが可能です。

また、プライベートクライアント部においては、2005年より海外不動産を保有する海外のLLCやLPへ出資する信託などを取り扱い、富裕層や法人の資産運用に関わるサービスを提供しています。海外のアセットマネージャーとの折衝、契約関係の確認およびこれに関わる受託管理業務全般を主な業務としています。今後は現在の業務をさらに発展させながら、信託固有の機能を十分に発揮できるような新たなビジネスにも挑戦し、新生銀行グループにおけるプライベートバンキング業務の一環として、より顧客のニーズに応じていきたいと考えています。

当社の顧客

新生銀行グループの一員として一定数の取引を行っているだけでなく、厳格な情報管理のもとで新生銀行グループ外の顧客からの案件受託を数多く取り扱っております。現状、当社の顧客は、証券会社やインベストメントバンク等金融機関の証券化部門、不動産投融資部門、クレジットトレーディング部門、シンジケートローン部門、不動産ファンド、投資ファンド、投資顧問会社、投資法人、保証会社等の専門金融機関、個人（富裕層）等で構成されています。

いかなるニュービジネスにおいても、顧客の信頼を得ることがマーケティング活動において最も重要な要素です。

信頼を築くには時間、努力および安定したレピュテーションが必要となります。当社の多くの顧客がリピート顧客となっていることは、増加する信託マーケットへの参加者が当社のビジネスモデル並びに専門家集団を評価していることの証明であると信じています。



新生信託銀行のサービス

新生信託銀行が提供するサービスは以下のとおりであり、ほぼすべての取引や資産に対し、個別にまたは併せてお使いいただくことができます。

ABS、RMBS、CMBSの受託

- 資産の名義人となって、資産の管理・処分を行う
- 適切なカテゴリーの信託勘定、口座管理サービスを提供する
- 定期的に信託決算を行い、貸借対照表と損益計算書を報告する
- 当局への届出および報告を行う
- 信託に関連するストラクチャリング相談に対応する
- 資産の適法性、特定性、信託に関連するストラクチャーの適法性を確認する
- サービサー、事務委託先の適否の判断、監督を行う
- 原資産の個別データからサービシングレポートの作成、パフォーマンス分析を行う
- 期中の契約変更・トラブル等への対応

不動産の受託

- 資産の名義人となって、資産の管理を行う
- 適切なカテゴリーの信託勘定、口座管理サービスを提供する
- 定期的に信託決算を行い、貸借対照表と損益計算書を報告する
- 固定資産税・都市計画税を納付する
- 信託に関連するストラクチャリング相談に対応する
- 資産の適法性、環境、権利関係の確認、信託に関連するストラクチャーの適法性を確認する
- プロパティマネージャー、事務委託先の適否の判断、監督を行う
- 期中の契約変更・トラブル等への対応

キャッシュマネージャー業務の受託

- 主に受益者であるSPC、TMKの口座管理、資金移動および特定社債の償還金の計算を行う

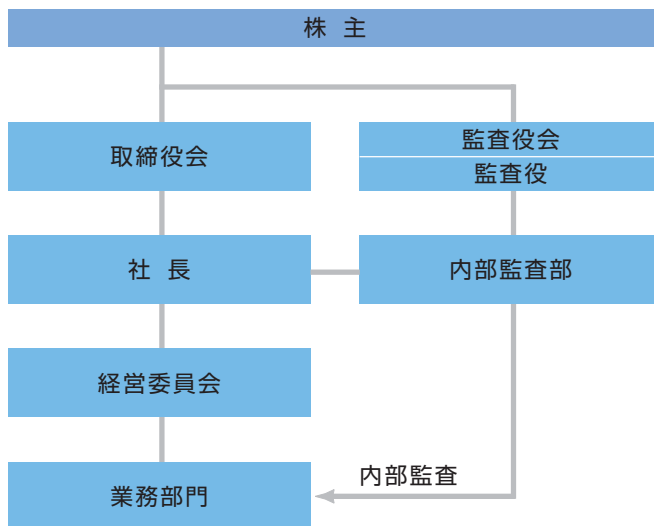
リスク管理とコンプライアンス

企業統治と経営

新生信託銀行は、2006年4月に金融庁から行政処分を受け、経営陣を一新しました。新経営陣のもとで、法令等を遵守する経営姿勢の明確化、取締役および監査役による責任ある経営・牽制態勢の構築、これらを着実に実現するための組織・機構、業務運営方法の見直しに、鋭意取り組んでまいりました。経営管理（コーポレート・ガバナンス）体制につきましては、取締役会のチェック機能とコンプライアンス体制を強化するとともに、新たに設置した内部監査部と監査役会が緊密に連携することによって、機能の強化を図りました。

経営委員会は、社内取締役で構成する社長の諮問機関と位置づけ、意思決定に関する責任の所在をより明確にして運営しています。

内部監査は、社長直轄の内部監査部を設置して内部監査の高度化と独立性確保を図りました。内部監査部は、監査役会および新生銀行監査部と連携のうえ、当社のビジネスの特性、オペレーションプロセス、内部統制等を諸法規・経営方針・諸規程に照らし検証し、新たな内部監査計画の策定・実施により、内部監査態勢の強化を図りました。監査結果は毎月、社長、取締役会、監査役会宛に報告されており、内部監査において発見・指摘された問題点などは、その改善状況を内部監査部が管理することで、監査の実効性を確保しています。



(2007年7月19日現在)

コンプライアンス（法令等遵守）

当社は、役職員に対して法令・規則・倫理の遵守を再度徹底することが、経営の最重要課題という認識のもと、取締役、部長、新生銀行関連部署の部長により構成されるコンプライアンス委員会で法令等遵守態勢の整備とその速やかな実現に重点を置いたコンプライアンス・プログラムを承認し、これを実行しました。

具体的には、信託業法の基本理念を反映させた信託業務に関するポリシーを規程として制定しました。そのうえで、基本理念に基づき社内規程やコンプライアンス・マニュアルを見直し、これらの内容を信託業務やコンプライアンスに関する研修等を通じて周知徹底し、役職員のコンプライアンス・マインド醸成を図りました。研修は、管理部が中心となる全体研修や新任者研修のほか、新生銀行と連携した研修、外部の講師による法令改正等に関する研修や、各々が主体となるものなどを実施しました。今後も、上記の研修のほかに、外部研修への参加・フィードバックにより、個々の役職員のスキルアップと情報共有に取り組めます。

リスク管理

当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるため、当社の有するリスクをより一層的確に把握し管理すべく、リスクマネジメント部を設置して、リスク管理の強化に取り組んでいます。

当社では、当社全体が抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行っていくため、各種リスクについての基本的認識およびリスクマネジメントの基本方針を、「リスク管理ポリシー」として制定していますが、リスク管理体制を見直してリスク統轄体系を明確化するとともに、リスク評価手法の高度化とそれを管理体制の強化に結びつける方策の策定、実施を行いました。

また、関連規程を整備して、役職員への周知徹底を図りました。

金融機関が有するリスクには、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンス

リスク、法務リスク、レピュテーションリスクなど様々なものがありますが、証券化業務に特化している当社においては、業務に関する主要なリスクを、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク等からなるオペレーショナルリスク、法務リスク、レピュテーションリスクと認識しています。

既に、当社では、案件受託にあたり、審査部による審査を経て、社内取締役と各部長で構成される案件審査委員会において、上記の各リスクを検証しているところですが、リスク管理体制の強化は、2007年3月末から導入された新しい自己資本比率規制（バーゼルII）でも重視されており、当社のリスク状況を網羅的、一元的に管理するためにリスク管理委員会を設置したほか、新商品・新事業におけるリスク分析を強化するために新規事業・商品委員会を設置する等、管理体制の一層の整備を行うとともに、受託資産のリスク管理強化のため、期中管理体制の向上に努めています。

リスクの種類	リスクを極小化する方策
オペレーショナルリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 権限と責任を明確化した規程の整備 ■ 最先端のシステムテクノロジーの導入 ■ 「職務分離」と「相互牽制」に基づく業務処理 ■ 月次の事務検査による業務レビュー ■ 社員研修の実施 ■ 安全管理措置強化による情報漏洩等の可能性の極小化* ■ システムリスクレビューの実施 ■ データバックアップ体制の構築 ■ システム障害や災害時のコンティンジェンシープランの策定 ■ 適切な人員配置 ■ システムコントロールの強化*
法務リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士等専門家との適切な連携 ■ 案件審査委員会による全ての新規案件の検討・レビュー ■ 委託先のデューデリジェンス* ■ 関係当局との緊密な連絡体制の維持 ■ 法務および規制に関するガイドラインの策定
レピュテーションリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 案件審査委員会による案件承認プロセス ■ デューデリジェンスに基づく“Know Your Customer”の実施

* 信託業法並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の改正および個人情報保護法の施行に伴うもの

業績の概要

平成 19 年 3 月期の概要

経済金融環境

当事業年度の日本経済は、緩やかに拡大の道を辿りました。企業部門は、堅調な設備投資、雇用改善の動きなど底堅く推移し、家計部門においても、雇用者数の増加を背景として緩やかな改善傾向を示しており、平成 18 年の成長率の水準は 2% 前後のペースで推移しました。また、不動産投資の活況等を背景として、平成 19 年の公示地価は、16 年ぶりに全国平均で住宅地・商業地とも上昇しております。こうした経済の動きを踏まえ、日銀は、平成 18 年 3 月の量的緩和政策解除に引き続き、7 月にゼロ金利政策を解除して短期金利の誘導目標を 0.25% とする方針を決定し、平成 19 年 2 月にはその水準を 0.5% へ引き上げております。ただし、平成 19 年の 2 月から 3 月にかけて世界的な連鎖株安が発生し、当事業年度末の日経平均株価終値も 17,287.65 円と、年度当初の株価を上回ることではできませんでした。これは、賃金上昇が鈍いことを背景に個人消費の回復が景気を牽引するまでにはいたらず、消費者物価指数が安定的なプラス軌道に乗っていないこと、および、米景気の先行きが依然不透明で企業の投資姿勢は慎重の度合いを深める可能性があることを反映したものと思われる。したがって、引き続き、米景気の動向や物価情勢には留意する必要があります。

事業の経過及び成果

当事業年度の当社の事業は、不動産管理処分信託について、新規受託業務停止により大幅に受託残高を減らしたものの、旺盛な資金調達運用ニーズを背景に、専門性の高いカスタムメイドの信託サービスを提供することにより、資産流動化型信託全体では前事業年度末の水準を維持しました。また、資産管理型信託については、一部の大型信託契約が終了しましたが、新生銀行グループからの案件を中心に、大幅に受託を増やしました。

このような金融経済環境および事業経過のもと、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

信託業務

当事業年度におきましては、不動産信託が 1,582 億円減少して年度末残高が 3,709 億円となりましたが、包括信託が 1,540 億円増加して 2 兆 9,514 億円へ、金銭債権の信託が 75 億円増加して 969 億円となりました。また、特定金外信託が 1,062 億円増加して 8,107 億円となりましたほか、新たに特定金銭信託を受託いたしました。この結果、信託財産合計では、1,155 億円増の 4 兆 2,360 億円となりました。

銀行業務

総資産は、大型信託契約の終了に伴う信託勘定借の減少により現金預け金が減少した結果、当事業年度末残高は、25,172 百万円減少し、26,177 百万円となりました。有価証券につきましては、金利上昇懸念から一部を定期預け金に振り替えた結果、当事業年度末残高は、3,727 百万円となりました。

損益状況

当事業年度の損益につきましては、不動産信託の新規受託業務停止による信託報酬の大幅な減少に、前事業年度に一部の大型信託契約が終了したことによる期中信託報酬減が相俟って、信託報酬は 3,031 百万円、役務取引等収益は 744 百万円となりました。また、市中金利上昇に伴い、資金運用収益は 36 百万円となりました。この結果、経常収益は前事業年度比 1,064 百万円減の 3,813 百万円となりました。一方、経常費用については、管理体制の整備、強化に努めたことから、営業経費が 453 百万円増の 1,745 百万円となりました。この結果、経常利益は、前事業年度比 1,474 百万円減少して、1,604 百万円に、当期純利益は、同 875 百万円減少して、935 百万円となりました。

当社の対処すべき課題

当社は、平成 18 年 4 月 26 日付で、金融庁より、平成 18 年 5 月 11 日から平成 19 年 5 月 10 日までの 1 年間に亘る不動産管理処分信託の新規受託業務停止を主たる内容とする行政処分を受けました。

当社では、この処分を厳粛に受け止め、金融庁に提出した業務改善計画に基づき、受託した案件の調査・審査を実施し、瑕疵の治癒が必要なものについては、対処方針を定めて具体的な取り組みを行っております。また、信託銀行として公正かつ適正な業務運営を実現するため、経営管理（ガバナンス）態勢および法令等遵守（コンプライアンス）態勢を確立するべく、すべてのポリシー・基準・手続を見直すとともに、審査、受託管理、リスク管理、内部監査の要員を増強し、「業務の種類及び方法書」および関係法令に則った業務執行・管理体制の構築ならびに責任分掌体制の明確化を図ってまいりました。その結果、平成 19 年 5 月 11 日より、不動産管理処分信託の新規受託業務を再開することができましたが、当社といたしましては、今後なお一層、経営管理態勢および法令等遵守態勢の高度化に取り組んでまいります。

また、平成 16 年 11 月 26 日、改正「信託業法」が成立し、受託可能財産の範囲および信託業の担い手が拡大しておりますが、平成 18 年 12 月 8 日、改正「信託法」の成立により、多様化する社会、経済のニーズに応える実務的なルールが整備、合理化されました。これを受け、当社といたしましても、お客様のニーズに合った新たな信託サービスの提供に注力し、以って、国民経済の健全な発展に寄与してまいります。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、ただし1株当たりの金額を除く)

	平成15年3月期 2003/3	平成16年3月期 2004/3	平成17年3月期 2005/3	平成18年3月期 2006/3	平成19年3月期 2007/3
経常収益	1,755	3,006	3,997	4,877	3,813
業務純益	510	1,609	2,460	3,081	1,611
経常利益	510	1,598	2,463	3,078	1,604
当期純利益	337	824	1,525	1,810	935
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	100千株	100千株	100千株	100千株	100千株
純資産額	5,715	6,039	6,865	7,461	8,404
総資産額	14,325	22,501	48,136	51,349	26,177
預金残高	—	—	—	—	—
貸出金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	5,050	5,252	4,045	5,414	3,727
単体自己資本比率(国内基準)	197.44%	129.18%	56.77%	69.55%	55.08%
1株当たり純資産額	57,153.97円	60,394.56円	68,658.04円	74,619.03円	84,048.05円
1株当たり配当額	—	5,000円	19,000円	—	15,000円
うち1株当たり中間配当額	—	5,000円	7,000円	—	—
配当性向	—	60.66%	124.56%	—	160.39%
1株当たり当期純利益	3,371.11円	8,241.84円	15,253.67円	18,103.08円	9,352.11円
経常収支率	70.91%	46.82%	38.36%	36.88%	57.91%
従業員数	36人	45人	44人	62人	95人
信託報酬	1,290	2,166	3,041	3,948	3,031
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	2,064,907	1,967,425	1,753,278	115,488	327,460
信託財産額	4,511,406	4,805,518	5,357,151	4,120,485	4,236,075

(注) 経常収支率 = 経常費用 / 経常収益 × 100

主要な信託業務

金銭の信託

金銭の信託は、受託者である当社が金銭を受け入れ、株式や債券などの有価証券等に運用するものです。信託終了時に受益者に交付する財産が金銭である「金銭信託」と、金銭のみならず信託財産のまま交付することもできる「金銭信託以外の金銭の信託」があります。

当社では金銭の信託のうち、委託者により信託財産の運用方法を具体的に指定される「特定金銭信託」および「特定金外信託」をお取り扱いしています。委託者によりご特定いただいた有価証券等の購入・管理・取り立て等を当社にて行い、実績の報告をさせていただきます。

有価証券の信託

委託者となるお取引先の保有する有価証券について、管理・運用・処分を目的として信託を受けるものです。受託者である当社が証券の利金・配当金・償還金等の取り立て管理事務を行うほか、証券を第三者に貸し付けることにより運用を行います。

金銭債権の信託

お取引先の保有する金銭債権を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は、金銭債権の債権者となって取り立てを行い、取立金を受益者に交付します。

金銭債権には、貸付債権を信託する貸付債権信託や、リース・クレジット債権、またお取引先の保有する売掛・手形債権等の信託があります。

不動産の信託(土地及びその定着物の信託)

お取引先の保有する不動産(土地及びその定着物)を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は不動産の管理等を行い、受益者に事業収益を交付します。

包括信託(種類を異にする二以上の財産の信託)

委託者となるお取引先の保有する金銭債権や有価証券に金銭を加えるなど、お取引先のニーズに応じ、種類の異なる2つ以上の財産を1つの信託行為で引き受ける信託です。

財務諸表

以下の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、会社法第436条第2項第1号の定めにより、監査法人トーマツの監査を受けた計算書類に基づいて作成しています。当社代表取締役は以下の財務諸表につきまして、財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

貸借対照表

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期末 2006/3	平成 19年 3月期末 2007/3
(資産の部)		
現金預け金	44,251	21,463
預け金	44,251	21,463
有価証券	5,414	3,727
国債	4,119	3,130
社債	1,294	597
その他資産	1,168	611
前払費用	104	159
未収収益	162	158
未収入金	144	157
未収還付法人税等	—	77
その他の資産	758	59
動産不動産	36	—
土地建物動産	36	—
保証金権利金	0	—
有形固定資産	—	48
建物	—	19
その他の有形固定資産	—	29
無形固定資産	—	44
ソフトウェア	—	44
繰延税金資産	477	281
資産の部合計	51,349	26,177
(負債の部)		
信託勘定借	40,448	15,182
その他負債	3,272	2,353
未払法人税等	323	—
未払金	1,021	340
未払費用	44	25
前受収益	735	490
預り金	—	1,370
その他の負債	1,148	125
賞与引当金	145	206
役員賞与引当金	—	28
退職給付引当金	22	—
負債の部合計	43,887	17,772
(資本の部)		
資本金	5,000	—
利益剰余金	2,473	—
利益準備金	480	—
当期未処分利益	1,993	—
当期純利益	1,810	—
株式等評価差額金	△ 11	—
資本の部合計	7,461	—
負債及び資本の部合計	51,349	—
(純資産の部)		
資本金	—	5,000
利益剰余金	—	3,408
利益準備金	—	480
その他利益剰余金	—	2,928
繰越利益剰余金	—	2,928
株主資本合計	—	8,408
その他有価証券評価差額金	—	△ 3
評価・換算差額等合計	—	△ 3
純資産の部合計	—	8,404
負債及び純資産の部合計	—	26,177

損益計算書

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
経常収益	4,877	3,813
信託報酬	3,948	3,031
資金運用収益	13	36
有価証券利息配当金	12	11
預け金利息	1	25
役務取引等収益	915	744
その他の役務収益	915	744
その他経常収益	0	—
その他の経常収益	0	—
経常費用	1,799	2,208
資金調達費用	1	26
その他の支払利息	1	26
役務取引等費用	502	429
支払為替手数料	2	3
その他の役務費用	499	426
営業経費	1,292	1,745
その他経常費用	3	7
その他の経常費用	3	7
経常利益	3,078	1,604
税引前当期純利益	3,078	1,604
法人税、住民税及び事業税	1,483	478
法人税等調整額	△ 215	191
当期純利益	1,810	935
前期繰越利益	183	—
当期末処分利益	1,993	—

利益処分計算書

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
当期末処分利益	1,993	1,993
次期繰越利益	1,993	1,993

(株主総会承認日 平成 18年 6月 26日)

株主資本等変動計算書

	(単位：百万円)							
	平成 19年 3月期 2007/3							
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	純資産合計
前事業年度末残高	5,000	480	1,993	2,473	7,473	△ 11	△ 11	7,461
当事業年度変動額								
当期純利益			935	935	935			935
株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)						7	7	7
当事業年度変動額合計	—	—	935	935	935	7	7	942
当事業年度末残高	5,000	480	2,928	3,408	8,408	△ 3	△ 3	8,404

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	3,078	1,604
減価償却費	55	74
賞与引当金の増減(△)額	△ 41	90
退職給付引当金の増減(△)額	7	△ 22
資金運用収益	△ 13	△ 36
資金調達費用	1	26
有価証券関係損益(△)	1	△ 1
預け金(現金同等物を除く)の増減(△)額	△ 196	△ 1,927
信託勘定借の純増減(△)	936	△ 25,265
資金運用による収入	14	36
資金調達による支出	△ 1	△ 26
その他	530	629
小 計	4,372	△ 24,817
法人税等の支払額	△ 1,051	△ 1,554
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,320	△ 26,372
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,596	△ 24
有価証券の償還による収入	2,201	1,726
動産不動産の取得による支出	△ 8	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 25
無形固定資産の取得による支出	—	△ 20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,402	1,656
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	—
配当金支払額	△ 1,200	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,200	—
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V. 現金及び現金同等物の増加額	718	△ 24,716
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	43,090	43,808
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	43,808	19,092

信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成 18年 3月期末 2006/3	平成 19年 3月期末 2007/3
(資産)		
有価証券	115,488	327,460
信託受益権	119,503	52,287
金銭債権	2,949,216	2,993,030
動産不動産	492,704	350,381
地上権	10,546	26
土地の賃借権	957	—
不動産の賃借権	—	1,970
その他債権	239,295	315,837
銀行勘定貸	40,448	15,182
現金預け金	152,324	179,897
合計	4,120,485	4,236,075
(負債)		
特定金銭信託	—	6,001
金銭信託以外の金銭の信託	704,514	810,741
金銭債権の信託	89,456	96,962
土地及びその定着物の信託	529,145	370,942
包括信託	2,797,367	2,951,428
合計	4,120,485	4,236,075

注記事項

貸借対照表関係(平成19年3月期末)

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、建物附属設備については定額法、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年から18年
動産	4年から10年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(4年または5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、査定結果により上記の引当を行うこととしておりますが、当期の計上額はありません。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末において発生していると認められる額を計上することとしてきましたが、該当する者がいないため当期の計上額はありません。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。
- 関係会社に対する金銭債権総額 20,309百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 330百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 41百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	1,370百万円
担保資産に対応する債務	預り金	1,370百万円

上記のほか、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、有価証券35百万円を供託しております。

また、日本銀行当座預金決済に係る当座借越取引の担保として、有価証券997百万円を差し入れております。

なお、その他の資産のうち保証金は0百万円であります。

- 1株当たりの純資産額 84,048円5銭
- 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
- 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	3,733	3,727	△6	0	6
国債	3,133	3,130	△3	0	3
社債	600	597	△2	—	2

なお、上記の評価差額に繰延税金資産2百万円を加えた額△3百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,727	—	—	—
国債	3,130	—	—	—
社債	597	—	—	—

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
前受収益	199百万円
賞与引当金繰入超過額	84
その他	17
繰延税金資産小計	301
評価性引当額	△0
繰延税金資産合計	300
繰延税金負債	
未収還付事業税	18
繰延税金負債合計	18
繰延税金資産の純額	281百万円

- 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本および評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は8,404百万円であります。

- (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。
- ②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示しております。
- (5)「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
22. 当社は、消費者金融会社を委託者とする信託案件を受託しております。その信託財産には、貸付金利が利息制限法の上限を超過する貸付金が含まれておりますが、上限を超過する貸付金利息分の債務者からの返還請求に対しては、信託契約において委託者が責任を負う旨を約する等の措置が講じられております。当期においては、銀行勘定に将来損失が発生する可能性が低いと判断したことから、これらの案件に関して引当金は計上しておりません。
23. 当社は、金融庁の行政処分を受け、平成18年5月11日から平成19年5月10日までの1年間、不動産管理処分信託の新規受託業務を停止しました。これに伴い、当期末の不動産信託の信託財産残高および当期の不動産信託に係る信託報酬は、前期に比べ大幅に減少しております。
24. 従来、「その他の負債」に含めていた「預り金」(前期末442百万円)は、資産総額の100分の1を超えたため、当期からは区分表記しております。

損益計算書関係(平成19年3月期)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|---------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 28百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 467百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------|--------|
| 役務取引等に係る費用総額 | 10百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 149百万円 |
2. 1株当たり当期純利益金額 9,352円11銭
3. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書案は当期より作成しておりません。
4. 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。
- (1)親会社

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
親会社	(株)新生銀行	被所有 直接100%	信託取引の受託

(単位:百万円)			
取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
信託報酬及び手数料	464	前受収益	119
(注1)		未収入金	90
		未収収益	19

(注1)信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

- (2)兄弟会社等
重要なものはありません。
- (3)役員およびその近親者
該当事項はありません。

株主資本等変動計算書関係(平成19年3月期)

1. 当社の発行済株式の種類及び株式総数は次のとおりであります。
(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	—	—	100	—
合計	100	—	—	100	—

2. 平成19年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案し、承認されました。
- (1)配当金の総額 1,500百万円
- (2)1株当たり配当額 15,000円
- (3)基準日 平成19年3月31日
- (4)効力発生日 平成19年6月19日
- なお、配当原資は、利益剰余金であります。
3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

キャッシュ・フロー計算書関係(平成19年3月期)

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものであります。前期キャッシュ・フロー計算書においては、資金の範囲を、貸借対照表上の「現金預け金」のうち日銀預け金及び金融機関に対する普通預け金としておりましたが、差異はありません。
2. 前期キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「現金預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減(前期△196百万円)」につきましては、重要性が増したため、当期より区分掲記しております。
3. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 現金預け金勘定 | 21,463百万円 |
| 定期預け金 | △2,370百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 19,092百万円 |
4. 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおりキャッシュ・フロー計算書の表示を変更しております。
- (1)「動産不動産の取得による支出」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「その他資産」に区分されたことに伴い、「有形固定資産の取得による支出」、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として表示しております。
- (2)「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」のうちソフトウェアの取得に係る支出は、貸借対照表の「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアが「無形固定資産」に区分されたことに伴い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」として表示しております。

信託財産残高表関係(平成19年3月期末)

1. 共同信託他社管理財産はありません。
2. 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)については、取扱残高はありません。

営業の状況

当社は国際業務を行っておりませんので、以下に掲載する計数は国内業務部門の計数です。

利益の状況

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
業務粗利益	4,374	3,357
経費	1,292	1,745
業務純益	3,081	1,611
臨時損益	△ 3	△ 7
経常利益	3,078	1,604
税引前当期純利益	3,078	1,604
法人税、住民税及び事業税	1,483	478
法人税等調整額	△ 215	191
当期純利益	1,810	935

業務粗利益

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
資金運用収支	12	10
資金運用収益	13	36
資金調達費用	1	26
役務取引等収支	4,361	3,346
役務取引等収益	4,863	3,776
役務取引等費用	502	429
特定取引収支	—	—
特定取引収益	—	—
特定取引費用	—	—
その他業務収支	—	—
その他業務収益	—	—
その他業務費用	—	—
業務粗利益	4,374	3,357
業務粗利益率	3.27%	8.12%

(注) 役務取引等収益には信託報酬を含みます。

業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

	(単位：百万円)						
	平成 18年 3月期 2006/3			平成 19年 3月期 2007/3			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	133,489	13	0.01%	41,297	36	0.08%	
うち有価証券	5,079	12	0.24	4,934	11	0.22	
うち預け金	128,409	1	0.00	36,362	25	0.06	
資金調達勘定	128,288	1	0.00	33,240	26	0.07	
資金運用収支・資金粗利鞘	—	12	0.00	—	10	0.00	

受取・支払利息の分析

	(単位：百万円)					
	平成 18年 3月期 2006/3			平成 19年 3月期 2007/3		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 0	△ 5	△ 5	△ 9	32	22
支払利息	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	25	24

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

役務取引等の状況

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
役務取引等収益	4,863	3,776
うち信託報酬	3,948	3,031
役務取引等費用	502	429
うち為替業務	2	3

利益率

	(単位：%)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
総資産経常利益率	6.21%	4.16%
自己資本経常利益率	42.98	19.72
総資産当期純利益率	3.65	2.42
自己資本当期純利益率	25.27	11.49

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産平均残高 × 100
 自己資本経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 自己資本勘定平均残高 × 100

総資産平均残高は、年次報告書2006では「総資産の期中平均残高」を使用しておりましたが、本年度より、「(期首総資産+期末総資産) / 2」を使用することにいたしました。したがって、本年度年報における平成18年3月期の総資産経常利益率および総資産当期純利益率の値は、年次報告書2006の値から変更しております。

自己資本勘定平均残高は、年次報告書2006では「(前期末資本の部+期末資本の部) / 2」を使用しておりましたが、本年度より、「(期首資本の部+期末資本の部) / 2」を使用することにいたしました。したがって、本年度年報における平成18年3月期の自己資本経常利益率および自己資本当期純利益率の値は、年次報告書2006の値から変更しております。

※自己資本…純資産の部合計－新株予約権

営業経費の内訳

	(単位：百万円)	
	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
給料・手当	525	700
賞与引当金繰入	119	197
役員賞与引当金繰入	—	28
出向者退職金負担額	39	69
退職給付費用	7	4
福利厚生費	96	108
減価償却費	55	74
土地建物機械賃借料	87	134
営繕費	27	45
消耗品費	13	35
給水光熱費	9	14
旅費	3	2
通信費	5	6
広告宣伝費	10	6
諸会費・寄付金・交際費	10	10
租税公課	34	24
その他	245	283
合計	1,292	1,745

資産の状況

貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成 18年 3月期 2006/3				平成 19年 3月期 2007/3			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券残高

(単位：百万円)

有価証券期末残高	平成 18年 3月期末 2006/3	平成 19年 3月期末 2007/3
	国債	4,119
社債	1,294	597
合計	5,414	3,727

(注) 地方債、短期社債、株式、外国債券、外国株式、その他の証券は保有していません。

(単位：百万円)

有価証券平均残高	平成 18年 3月期 2006/3	平成 19年 3月期 2007/3
	国債	2,584
社債	2,495	911
合計	5,079	4,934

(注) 地方債、短期社債、株式、外国債券、外国株式、その他の証券は保有していません。

(単位：百万円)

有価証券の種類別・残存期間別残高	平成 18年 3月期末 2006/3					合計
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めのないもの	
国債	1,025	3,093	—	—	—	4,119
社債	700	594	—	—	—	1,294
合計	1,726	3,688	—	—	—	5,414

(単位：百万円)

	平成 19年 3月期末 2007/3					合計
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めのないもの	
国債	3,130	—	—	—	—	3,130
社債	597	—	—	—	—	597
合計	3,727	—	—	—	—	3,727

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

満期保有目的の債券で時価のあるもの	平成 18年 3月期末 2006/3					平成 19年 3月期末 2007/3				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	25	25	0	0	—	—	—	—	—	—

(注) 時価は、各会計年度末日における市場価格等に基づいております。

(単位：百万円)

その他有価証券で時価のあるもの	平成 18年 3月期末 2006/3					平成 19年 3月期末 2007/3				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	4,108	4,094	△ 14	—	14	3,133	3,130	△ 3	0	3
社債	1,300	1,294	△ 5	0	5	600	597	△ 2	—	2
合計	5,408	5,389	△ 19	0	19	3,733	3,727	△ 6	0	6

(注) 貸借対照表計上額は、各会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

自己資本比率の状況

単体自己資本比率（国内基準）

	（単位：百万円）	
	平成 18 年 3 月期末 2006/3（試算）	平成 19 年 3 月期末 2007/3
（自己資本）		
資本金	5,000	5,000
うち非累積的永久優先株	—	—
利益準備金	480	780
その他利益剰余金	1,993	2,628
社外流出予定額（△）	—	△ 1,500
その他有価証券の評価差損（△）	△ 11	△ 3
〔基本的項目〕計（A）	7,461	6,904
〔補完的項目〕計（B）	—	—
〔準補完的項目〕計（C）	—	—
自己資本総額（A + B + C）（D）	7,461	6,904
（控除項目）計（E）	—	—
自己資本額（D - E）（F）	7,461	6,904
（リスク・アセット等）		
資産（オン・バランス）項目	10,727	4,880
オフ・バランス取引等項目	—	—
マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	7,113	7,653
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額	—	—
新所要自己資本の額を上回る額に 25.0 を乗じて得た額	—	—
合計（G）	17,840	12,534
単体自己資本比率（国内基準）		
（F） / （G）	41.82%	55.08%
単体基本的項目比率（Tier1 比率）（国内基準）		
（A） / （G）	41.82%	55.08%
単体総所要自己資本額（国内基準）		
（G） × 4%	714	502

- （注）1. 新自己資本比率規制（Basel II）は平成19年3月期末日より適用されました。平成18年3月期末の自己資本比率は試算値であります。
2. 信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。
3. オペレーショナル・リスクの計測手法は粗利益配分手法を採用しております。
4. マーケット・リスク規制は導入しておりませんので、マーケット・リスク相当額は計測していません。
5. 自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準の適用を受けております。
6. 旧自己資本比率規制（Basel I）に基づく平成18年3月期末の自己資本比率は次の通りです。

	平成18年3月期末 2006/3
（自己資本）	
資本金	5,000
うち非累積的永久優先株	—
利益準備金	480
次期繰越利益	1,993
その他有価証券の評価差損（△）	△ 11
〔基本的項目〕計（A）	7,461
〔補完的項目〕計（B）	—
自己資本総額（A + B）（C）	7,461
（控除項目）計（D）	—
自己資本額（C - D）（E）	7,461
（リスク・アセット等）	
資産（オン・バランス）項目	10,727
オフ・バランス取引等項目	—
合計（F）	10,727
単体自己資本比率（国内基準）（E） / （F）	69.55%
単体基本的項目比率（Tier1 比率）（国内基準）（A） / （F）	69.55%

バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第19条の2第1項第5号二等に規程する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日 金融庁告示第15号）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、開示いたします。

なお、当社において該当しない事項については、記載を省略しております。

【定性的な開示事項】

1 自己資本調達手段の概要

当社は、新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「リスク管理ポリシー」に基づく「市場リスク及び信用リスク管理基準」において、投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践しております。

5 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクの定義・分類、基本認識・指針および手続

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性（多様性等）に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めていますが、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

(2) オペレーショナル・リスクの管理体制

オペレーショナル・リスクについては、その対象領域が広範であることに加え、その損失額・発生頻度も幅広く、リスク顕在化の背後に複数の要因が関係することも多いことから、このようなリスク特性に対応すべく、各領域に対して専門管理部署を特定するとともに、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握およびリスクの一元管理を実現するものとしております。

●組織体制およびそれぞれの役割と責任

①取締役会

取締役会は以下の事項につき承認し、その責任を負います。

・オペレーショナル・リスク管理規程およびオペレーショナル・リスク管理に関連するポリシーの制定・改廃

・業務部門からの独立性が確保されたリスク管理部門およびリスク管理担当役員の設定と見直し等、オペレーショナル・リスク管理体制を有効なものとする組織、事務分掌の決定

②リスク管理委員会

当委員会は、リスクの網羅的な把握と一元管理を実現するための機関であり、オペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理部門からの管理状況の報告により、リスクに関する状況を把握し、その評価、分析、および対策について協議し方向性を決定します。

事件・事故・苦情等に関する報告は、その発生から解決に至るまで継続的に行うこととし、継続的なモニタリング体制を維持します。なお、重要な事項については、リスク管理担当役員を通じて、取締役会へ報告します。

③リスク管理担当役員

リスク管理担当役員は、業務部門から独立した立場で以下の役割を担い、その責任を負います。なお、当該担当役員は、取締役会を構成する取締役としています。

- ・オペレーショナル・リスク管理の実務運営を担う専門部署の設置とその要員確保等、オペレーショナル・リスク管理体制の整備、運営、統轄
- ・取締役会が決定したオペレーショナル・リスク管理方針の実施のための具体的な施策の決定
- ・自店検査の統轄
- ・社長および取締役会に対するリスク管理状況の報告

④リスク管理部門

管理部、審査部、システム部、財務経理部、リスクマネジメント部を「リスク管理部門」とし、それぞれ特定された所管リスク領域について、業務部門からの独立性確保の下、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・各リスク領域管理のための基準等の立案
- ・リスク状況のモニタリングによる事件・事故等の把握と影響度の評価・分析、および各業務部門の防止策の策定支援
- ・リスク管理担当役員へのリスク状況の報告
- ・リスク管理に関する各委員会の運営
- ・リスク管理上必要なインフラ、制度の導入推進
- ・リスクの計量化およびリスク資本の運営

なお、リスクマネジメント部は、リスク統轄部署として、すべてのリスク領域に関する状況を把握し、横断的な管理体制を維持するとともに、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、その改善を推進します。

⑤業務部門

営業部門である営業部、プライベートクライアント部、およびその後方事務に携わる受託管理部を「業務部門」とし、所管業務に最も精通したリスク管理の第一の砦として、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・所管業務に関するリスク状況の把握・管理・予防
- ・リスクの認知、事件・事故等発生時のリスク管理部門への速やかな報告
- ・リスク管理上必要な事項のリスク管理部門への報告
- ・要員管理
- ・所管業務手続等の整備
- ・リスク管理部門との連携による業務継続計画の策定

⑥内部監査

内部監査部は、業務部門およびリスク管理部門に対する定期的な業務監査を通じ、独立した立場で、オペレーショナル・リスク管理規程およびその他の関連規程に定める管理が効果的に実施されていることを検証します。また、業務監査の結果をもとに各部門にリスク管理向上のために必要な助言を行います。

●リスクの管理・削減

オペレーショナル・リスクの管理、削減策としては、リスクの高い業務の展開に関する再検討、内部統制の更なる強化、保険の購入が挙げられます。

各領域のリスク管理部門は、1) 事件・事故に関する分析等を通じた管理指針の整備、2) 各業務部門が策定する規程のチェック、3) リスク管理の観点からの指導・研修に取り組みます。特に、リスクマネジメント部は、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、全社的なリスク管理体制の向上に努めます。また、リスクマネジメント部および財務経理部は、計測されたオペレーショナル・リスク相当額と信用リスク・アセットの額および自己資本額に基づき、自己資本比率の管理を行います。

各領域のリスク管理部門は、調査・分析に基づき、リスク軽減に資する保険の付保と維持について、経営に対して必要な提言を行うとともに、業務部門が保有する保険の付保状況を定期的に把握し、その効率性等に関する助言を行います。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称粗利益配分手法を使用しております。

6 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

- 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」および関連諸規程に基づき、銀行勘定において金利感応度を管理する必要性のある有価証券について、2%の金利ショックに対する経済的価値の増減額を計測しています。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成および金額については、22ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

金融庁告示第19号第37条の算式の 「信用リスク・アセットの額の合計額」	(単位：百万円)					
	平成18年3月期 2006/3			平成19年3月期 2007/3		
	資産	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額	資産	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額
資産（オン・バランス）項目	51,349	10,727	430	26,195	4,880	196
現金預け金	44,251	8,850		21,463	3,999	
有価証券	5,414	258		3,727	119	
その他資産	1,168	1,103		630	386	
小計（A）	50,834	10,212	409	25,820	4,505	181
動産不動産	36	36		—	—	
有形固定資産	—	—		48	48	
無形固定資産	—	—		44	44	
繰延税金資産	477	477		281	281	
小計（B）	514	514	21	374	374	15
オフ・バランス取引	—	—	—	—	—	—
派生商品取引・長期決済期間取引・未決済取引...	—	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計	51,349	10,727	430	26,195	4,880	196

- (注) 1. 本開示においては個々の所要自己資本額は切上表示をし、所要自己資本額の合計は、各所要自己資本額の合計に対し切上表示を行っております。
2. 平成19年3月期の貸借対照表の資産の部合計は26,177百万円であり、上表の資産額26,195百万円との間に18百万円の差額が生じておりますが、これは、貸借対照表の表示上、「その他の負債」中の未払消費税18百万円を「その他の資産」中の未収還付消費税から差し引き、ネットで表記したことによるものです。自己資本の充実性の算定に際しては保守的に26,195百万円を資産額とし、計算を行っております。

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

信用リスク・アセットの取引相手別内訳	(単位：百万円)					
	告示で定める リスクウェイト (%)	リスクウェイトの 加重平均値 (%)	資産	信用リスク ・アセット	資産	信用リスク ・アセット
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	4,120	—	4,655	—
我が国の地方公共団体向け	0	0	—	—	92	—
金融機関及び証券会社向け	20～100	20	45,626	9,125	20,708	4,141
法人等向け	20～100	100	1,001	1,001	364	364
上記以外	100	100	601	601	374	374
合計	—	—	51,349	10,727	26,195	4,880

- (注) 1. 延滞エクスポージャー、デフォルトしたエクスポージャーはありません。
2. 担保・保証等による信用リスク削減効果が適用されるエクスポージャーはありません。
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーはありません。
4. 法人等向けについて100%のリスク・ウェイトを用いる特例を利用しております。

ロ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成 18 年 3 月 期 末 2006/3			平成 19 年 3 月 期 末 2007/3		
	オペレーショナル ・リスク相当額	リスク ・アセット額	所要自己 資本額	オペレーショナル ・リスク相当額	リスク ・アセット額	所要自己 資本額
粗利益配分手法	569	7,113	285	612	7,653	307
合計	569	7,113	285	612	7,653	307

ハ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

22 ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

ニ. 単体総所要自己資本額

22 ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

信用リスクエクスポージャーは、現金預け金、有価証券、その他資産を対象としております。

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成 18 年 3 月 期 2006/3		平成 19 年 3 月 期 2007/3	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
国内	50,736	10,193	25,620	4,465
国外	98	19	200	40
合計	50,834	10,212	25,820	4,505

(注) 国外に区分した資産は、外国銀行国内支店への預け金(円建て)であります。

(2) 業種別

(単位：百万円)

	平成 18 年 3 月 期 2006/3		平成 19 年 3 月 期 2007/3	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
金融・保険業	45,626	9,125	22,171	4,141
国・地方公共団体	4,120	—	3,284	—
その他	1,087	1,087	364	364
合計	50,834	10,212	25,820	4,505

(注) 信託財産から収受する信託報酬等に係る資産(未収収益、未収入金)および前払費用は、「その他」に含めております。

(3) 残存期間別

	平成18年3月期 2006/3		平成19年3月期 2007/3	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
1年以下	3,251	1,245	6,727	979
1年超3年以下	3,688	118	—	—
3年超5年以下	—	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—	—
7年超10年以下	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—
期間の定めのないもの	43,894	8,848	19,092	3,526
合計	50,834	10,212	25,820	4,505

(注) 「期間の定めのないもの」は、主に現金預け金です。ただし、平成18年3月期の「期間の定めのないもの」はソフトウェア資産を含めております。額は資産・信用リスク・アセットともに86百万円であります。

4. 金利リスクに関する事項

イ. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

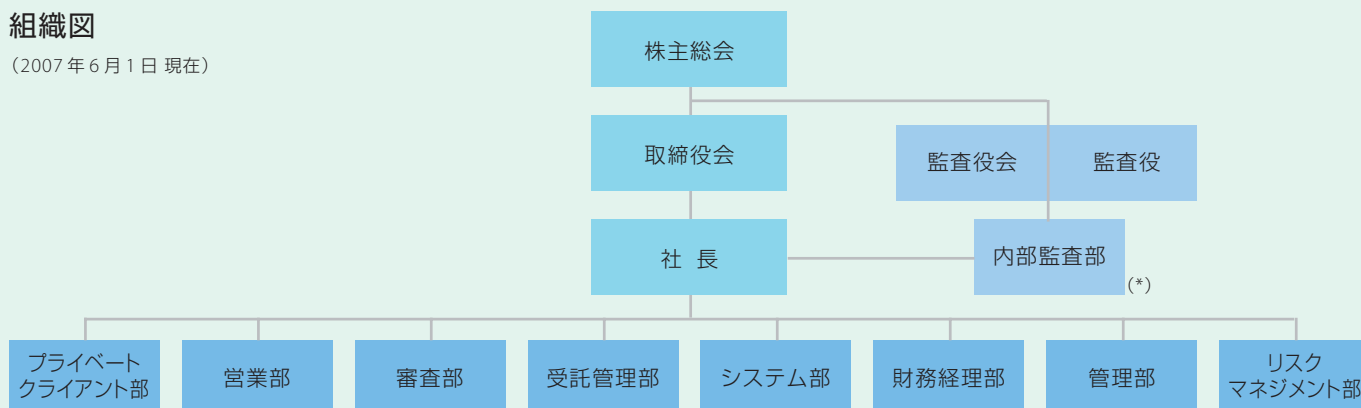
	平成18年3月期 2006/3		平成19年3月期 2007/3	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
2%金利上昇ショックに対する損益				
日本円			△ 133	△ 40
合計			△ 133	△ 40

(注) 上表において、百万円未満は切捨表示を行っております。

組織の状況

組織図

(2007年6月1日現在)



(*) 内部監査部は、監査役会および監査役の指揮命令には服するものではないが、監査役会及び監査役に対して報告義務を負う。

役員の状況

(2007年7月1日現在)

役職名	氏名	
代表取締役社長	豊福 忠雄	
代表取締役副社長	齋藤 宏二	
取締役	戸崎 憲治	
取締役	中川 貴己	管理部長
取締役	阿部 二郎	受託管理部長
取締役 (社外取締役)	杉山 淳二	株式会社新生銀行 取締役代表執行役会長
取締役 (社外取締役)	サンホー ソン	株式会社新生銀行 専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長
常勤監査役	北村 知士	
監査役 (社外監査役)	曾我 善樹	
監査役 (社外監査役)	保田 真紀子	

(注) 取締役の杉山淳二およびサンホー ソンの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
監査役の曾我善樹および保田真紀子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

(2007年3月31日現在)

従業員数	うち男性	うち女性	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
95人	45人	50人	34歳6か月	2年1か月	566千円

(注) 平均給与月額は3月の時間外手当を含む税込平均給与月額であり、賞与は含まれていません。

開示項目索引

I. 銀行法施行規則

1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織	28
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体 である場合には、その名称)	C2
(2) 各株主の持株数	C2
(3) 発行済株式の総数に占める各 株主の持株数の割合	C2
ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社 にあっては、取締役及び執行役)の氏 名及び役職名	28
ニ 会計参与設置会社において、会計 参与の氏名又は名称	該当なし
ホ 営業所の名称及び所在地	C2
ヘ 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理 業者に関する次に掲げる事項	
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称 又は氏名	該当なし
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行 のために銀行代理業を営む営 業所又は事務所の名称	該当なし
ト 外国における法第2条第14項各号に 掲げる行為の受託者に関する次に掲 げる事項	
(1) 当該受託者の商号、名称又は 氏名	該当なし
(2) 当該受託者が当該銀行のため に法第2条第14項各号に掲げる 行為を行う営業所又は事務所 の名称及び所在地	該当なし

2. 銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む
場合においては、信託業務の内容を含む。)

	9, 13
--	-------

3. 銀行の主要な業務に関する事項として次
に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度に おける事業の概況	1, 12
ロ 直近の3中間事業年度及び2事業年度 又は直近の5事業年度における主要 な業務の状況を示す指標として次に 掲げる事項	
(1) 経常収益	13
(2) 経常利益又は経常損失	13
(3) 中間純利益若しくは中間純損 失又は当期純利益若しくは当 期純損失	13
(4) 資本金及び発行済株式の総数	13
(5) 純資産額	13
(6) 総資産額	13
(7) 預金残高	該当なし
(8) 貸出金残高	該当なし
(9) 有価証券残高	13
(10) 単体自己資本比率	13
(11) 配当性向	13
(12) 従業員数	13
(13) 信託報酬	13
(14) 信託勘定貸出金残高	該当なし
(15) 信託勘定有価証券残高	13
(16) 信託財産額	13
ハ 直近の2中間事業年度又は2事業年度 における業務の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	19
(2) 国内業務部門並びに国際業務 部門の区分ごとの資金運用収 支、役員取引等収支、特定取引 収支及びその他業務収支	19, 20
(3) 国内業務部門並びに国際業務 部門の区分ごとの資金運用勘 定並びに資金調達勘定の平均 残高、利息、利回り及び資金利 率	19
(4) 国内業務部門並びに国際業務部 門の区分ごとの受取利息及び支 払利息の増減	19
(5) 総資産経常利益率及び資本経 常利益率	20
(6) 総資産中間純利益率及び資本 中間純利益率又は総資産当期 純利益率及び資本当期純利益率	20

預金に関する指標

(1) 国内業務部門及び国際業務部 門の区分ごとの流動性預金、定 期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	該当なし
(2) 固定金利定期預金、変動金利 定期預金及びその他の区分ご との定期預金の残存期間別の 残高	該当なし

貸出金等に関する指標

(1) 国内業務部門並びに国際業務部 門の区分ごとの手形貸付、証書 貸付、当座貸越及び割引手形 の平均残高	該当なし
(2) 固定金利及び変動金利の区分 ごとの貸出金の残存期間別の 残高	該当なし
(3) 担保の種類別(有価証券、債権、 商品、不動産、保証及び信用の 区分をいう。)の貸出金残高及 び支払承諾見返額	該当なし
(4) 用途別(設備資金及び運転資金 の区分をいう。)の貸出金残高	該当なし
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出 金の総額に占める割合	該当なし
(6) 中小企業等に対する貸出金 高及び貸出金の総額に占める 割合	該当なし
(7) 特定海外債権残高の5パーセン ト以上を占める国別の残高	該当なし
(8) 国内業務部門並びに国際業務 部門の区分ごとの預貸率の期 末値及び期中平均値	該当なし

有価証券に関する指標

(1) 商品有価証券の種類別(商品国 債、商品地方債、商品政府保証 債及びその他の商品有価証券 の区分をいう。)の平均残高(銀 行が特定取引勘定を設けている 場合を除く。)	該当なし
(2) 有価証券の種類別(国債、地方 債、短期社債、社債、株式、外 国債券及び外国株式その他の証 券の区分をいう。)の残存期間 別の残高	21
(3) 国内業務部門及び国際業務部 門の区分ごとの有価証券の種 別別(国債、地方債、短期社債、 社債、株式、外国債券及び外 国株式その他の証券の区分をい う。)の平均残高	21
(4) 国内業務部門並びに国際業務 部門の区分ごとの預貸率の期 末値及び期中平均値	該当なし

信託業務に関する指標

(1) 金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律施行規則別紙様 式第8号の7の信託財産残高表 (注記事項を含む。)	16, 18
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成 給付信託及び貸付信託(以下 「金銭信託等」という。)の受託 残高	該当なし
(3) 元本補填契約のある信託(信託 財産の運用のため再信託され た信託を含む。)の種類別の受 託残高	該当なし
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸 付信託の元本残高	該当なし
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金 及び有価証券の区分ごとの運 用残高	該当なし
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科 目別(証書貸付、手形貸付及び 割引手形の区分をいう。)の残高	該当なし
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契 約期間別の残高	該当なし
(8) 担保の種類別(有価証券、債権、 商品、不動産、保証及び信用の 区分をいう。)の金銭信託等に 係る貸出金残高	該当なし
(9) 用途別(設備資金及び運転資金 の区分をいう。)の金銭信託等 に係る貸出金残高	該当なし

(10) 業種別の金銭信託等に係る貸 出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	該当なし
(11) 中小企業等に対する金銭信託 等に係る貸出金残高及び貸出 金の総額に占める割合	該当なし
(12) 金銭信託等に係る有価証券の 種類別(国債、地方債、短期社 債、社債及び株式その他の証券 の区分をいう。)の残高	該当なし

4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制	11
ロ 法令遵守の体制	10

5. 銀行の直近の2中間事業年度又は2事業年
度における財産の状況に関する次に掲
げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中 間損益計算書又は損益計算書及び中 間株主資本等変動計算書又は株主資 本等変動計算書	14-18
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及 びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する 貸出金	該当なし
(4) 貸出条件緩和債権に該当する 貸出金	該当なし
ハ 元本補填契約のある信託(信託財産 の運用のため再信託された信託を含 む。)に係る貸出金のうち破綻先債 権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及 び貸出条件緩和債権に該当するもの の額並びにその合計額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融 庁長官が別に定める事項	22-27
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又 は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	21
(2) 金銭の信託	該当なし
(3) 第13条の3第1項第5号に掲 げる取引	該当なし
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増 減額	該当なし
ト 貸出金償却の額	該当なし
チ 法第20条第1項の規定により作成し た書面(同条第3項の規程により作成 された電磁的記録を含む。)について 会社法第396条第1項による会計監 査人の監査を受けている場合にはそ の旨	14
リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照 表、中間損益計算書又は損益計算書 及び中間株主資本等変動計算書又は 株主資本等変動計算書について証券 取引法第193条の2の規定に基づき公 認会計士又は監査法人の監査証明を 受けている場合にはその旨	該当なし
ヌ 単体自己資本比率の算定に関する外 部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

II. 金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律施行規則

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき資産査定の対象となる債権その他の資産はありません。

III. 銀行法施行規則第19条の2第1項第5
号二等の規定に基づき、自己資本の充
実の状況等について金融庁長官が別
に定める事項

22-27

本年報は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。本資料は国内業務に関する単体情報を掲載しております。金額に関する計数は原則として百万円単位で単位未満を切り捨て、比率に関する計数は小数第二位未満を切り捨てるうえ表示しています。当社は子会社等を所有していませんので、銀行法施行規則第19条の3に係る開示事項はありません。そのほか当社で扱っていない取引および該当のない事項については、資料編の中で表示するほか、開示項目索引内に掲示しています。



〒100-0011
東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
Tel: (03) 5511-3130 (代)

<http://www.shinseitrust.com>



本紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。